コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE　　The Japan Living Service Co.,LTD

最終更新日：2016年4月7日

株式会社日住サービス

代表取締役社長 大原　修

問合せ先：常務取締役管理担当　小寺　隆

証券コード：8854

http://2110.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、「不動産仲介という社会的使命を担いつつ社会に貢献していく」という理念のもと、経営の「公正性」「透明性」「健全性」の確保を常に基本的使命として目標に掲げております。また、それぞれの職務の取締役が経営責任と業務執行責任を担い、監査役が確実に監査する体制を敷いており、近年特に重視されております企業倫理の遵守は、最も優先する重要課題であることを認識し力を入れております。

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化のために以下の課題の充実に取り組み、今後も企業価値の向上を目指してまいります。

（1）株主の権利・平等性の確保
（2）株主以外のステークホルダーとの適切な協働
（3）適切な情報開示と透明性の確保
（4）取締役会等の責務の遂行
（5）株主との対話の充実

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社日住カルチャーセンター	3,812,945	19.16
日住サービス従業員持株会	1,001,381	5.03
株式会社カワサキライフコーポレーション	640,000	3.22
新名　和子	595,400	2.99
和田興産株式会社	461,000	2.32
株式会社三井住友銀行	400,000	2.01
日本生命保険相互会社	375,650	1.89
株式会社関西アーバン銀行	349,000	1.75
株式会社みなと銀行	346,060	1.74
株式会社りそな銀行	346,000	1.74

支配株主（親会社を除く）の有無 更新	―――
親会社の有無 更新	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 第二部
決算期	12 月
業種	不動産業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

親会社や上場子会社を有していないため、記載を省略しております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	10 名
定款上の取締役の任期 更新	1 年
取締役会の議長 更新	社長
取締役の人数 更新	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
朝家　修	公認会計士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
朝家　修	○	―――	社外取締役朝家　修氏は、税理士・公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、現在6社の社外取締役、監査役、会計参与を兼務しており、当社の業務執行に対しても、客観的な判断、意見を提供いただけるものと判断いたしております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 更新	設置している
定款上の監査役の員数 更新	3 名
監査役の人数 更新	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

内部監査体制につきましては、社長直属の社長室（内部監査室）を設置しており、人員は4名（3名兼務）を配置しております。社長室は監査役会及び会計監査人と密に連携し、当社グループ全体を対象に、適法かつ効率的な業務執行体制の確保のために内部監査を実施しております。内部監査により監査対象部署から知り得た情報を代表取締役へ報告し、業務の改善に役立てております。また、モリタニング（監視活動）の充実を図るため法律や社内規程に則った業務遂行に対する社内チェックを継続実施しております。
当社監査役は当社の会計監査人である有限責任　あずさ監査法人と会計監査内容について適宜会合しております。会計監査人の独立性及び審査体制その他の職務の実施に関する体制を考慮して綿密な連携を図っております。四半期決算、期末決算の際には、決算方針の打合せ及び決算結果の適正性並びに適法性について監査役が会計監査人から詳細にわたって聴取しております。
監査役監査につきましては、監査役会は監査役3名のうち2名が社外監査役で構成され、監査役は、取締役会の意思決定の適正性を確保するための助言・提言を行っております。常勤監査役は、その他重要会議に出席するほか各営業部所を定期的に往査し、監査役会として経営全般の監査を行い透明性、客観性の確保に努めております。

社外監査役の選任状況 更新	選任している
社外監査役の人数 更新	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
林　大司	公認会計士													
片岡　直次	他の会社の出身者										○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j　上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
林　大司	○	―――	公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を当社における監査に生かしていただけるものと判断して招聘しております。
片岡　直次	○	社外監査役である片岡　直次氏は株式会社カワサキライフコーポレーションの取締役不動産事業部副事業部長であり、当社と同社との間に特別の関係はありません。同氏は、大手企業での豊富な経験と高い識見を有しており、客観的見地から社外監査役として当社における監査を実施していただけるものと判断して招聘しております。同社は当社の株主(所有株式割合3.22%)で、不動産仲介業者として取引関係があり、共同で仲介取引を行うことがありますが、取扱高、取扱件数は僅少で特別の関係はございません。	片岡　直次氏は株式会社カワサキライフコーポレーションの取締役不動産事業部副事業部長であり、当社と同社との間に特別の関係はありません。同氏は、大手企業での豊富な経験と高い識見を有しており、客観的見地から社外監査役として当社における監査を実施していただけるものと判断して招聘しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3名

その他独立役員に関する事項

社外監査役である林　大司氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、株式会社林企業経営研究所の代表取締役でもあり、当社と同社との間に特別の関係はないので、一般株主と利益相反が生じるおそれはないこと、また株主の負託を受けて独立機関として中立公正な立場であると判断しております。
社外監査役である片岡　直次氏は株式会社カワサキライフコーポレーションの取締役不動産事業部副事業部長であり、当社と同社との間に特別の関係はないので、一般株主と利益相反が生じるおそれはないこと、また株主の負託を受けて独立機関として中立公正な立場であると判断しております。
当社は、東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえて、取締役会の透明性と公正な意思決定を担保するために、平成27年12月7日の取締役会において、以下の当社独自の社外役員の独立性基準を定めております。

当社は、社外取締役及び社外監査役(以下「社外役員」と総称する)の独立性基準を以下のとおり定め、当該社外役員または社外役員候補者が、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、次の各項目のいずれにも該当しない場合、当該社外役員または社外役員候補者は当社からの独立性を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断する。
(1)当社及び当社の子会社(以下「当社グループ」と総称します)の業務執行者1又は過去10年間において当社グループの業務執行者であった者
(2)当社グループを主要な取引先とする者2又はその業務執行者
(3)当社グループの主要な取引先3又はその業務執行者
(4)当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産4を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者)
(5)当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者
(6)当社グループから一定額を超える寄附又は助成5を受けている者(当該寄附又は助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体の業務執行者)
(7)当社グループが借入れを行っている主要な金融機関6又はその親会社若しくは子会社の業務執行者
(8)当社グループの主要株主7又は当該主要株主が法人である場合には当該法人の業務執行者
(9)当社グループが主要株主である会社の業務執行者
(10)当社グループから取締役(常勤・非常勤を問わない)を受け入れている会社又はその親会社若しくは子会社の業務執行者
(11)過去3年間において上記(2)から(10)に該当していた者
(12)上記(1)から(12)に該当する者(重要な地位にある者8に限る)の近親者9

（注）
1. 業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役のみならず、使用人を含む。監査役は含まれない。
2. 当社グループを主要な取引先とする者とは、当社グループに対して製品又はサービスを提供している取引先グループ（直接の取引先、その親会社及び子会社並びに当該親会社の子会社から成る企業集団をいう。以下同じ）であって、直近事業年度における取引額が、当該グループの年間連結売上高の2%を超える者
3. 当社グループの主要な取引先とは、当社グループが製品又はサービスを提供している取引先グループであって、直近事業年度における取引額が、当社グループの年間連結売上高の2%を超える者
4. 多額の金銭その他の財産とは、直近事業年度における、役員報酬以外の年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益をいう（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の直近事業年度における総収入額の2%を超える金銭その他の財産上の利益をいう）。
5. 一定額を超える寄附又は助成とは、過去3事業年度の平均で年間1,000万円又はその者の直近事業年度における総収入額の2%のいずれか高い方の額を超える寄附又は助成をいう。
6. 主要な金融機関とは、直前事業年度末における全借入れ額が当社の連結総資産の2%を超える金融機関をいう。
7. 主要株主とは、議決権保有割合10%以上（直接保有、間接保有の双方を含む）の株主をいう。
8. 重要な地位にある者とは、取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員及び部長職以上の上級管理職にある使用人並びに監査法人又は会計事務所に所属する者のうち公認会計士、法律事務所に所属する者のうち弁護士、財団法人・社団法人・学校法人その他の法人に所属する者のうち評議員、理事及び監事等の役員、その他同等の重要性を持つと客観的・合理的に判断される者をいう。
9. 近親者とは、配偶者及び二親等内の親族をいう。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、各事業年度において取締役（社外取締役除く）に対し、ストックオプションとしての新株予約権を割り当ていたします。

ストックオプションの付与対象者 更新	社内取締役

該当項目に関する補足説明 更新

平成26年3月25日開催の第38期定時株主総会で株主様の承認を得て導入いたしております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況 更新	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

有価証券報告書、事業報告書において次のように開示をしております。基本的には、透明性の高い開示を行っていく方針ですが、各取締役（監査役）ごとの報酬額の開示は行いません。

取締役の年間報酬総額　98,286千円(うち社外取締役3,600千円)

監査役の年間報酬総額　17,520千円(うち社外監査役8,300千円)

（注）　1.支給額には当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額33,600千円（取締役10名に対し29,700千円、監査役3名に対し3,900千円）を含めております。
　　2. 支給額には当事業年度のストックオプションによる株式報酬費用(販売費及び一般管理費)として費用処理した9,996千円（取締役9名に対し9,996千円）を含めております。
　　3. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額30,643千円を支給しております。
　　4. 上記のほか、平成26年3月25日開催の第38期定時株主総会決議に基づき、退任取締役1名に対して、役員退職慰労金7,800千円を支給しております。なお、この金額には過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金繰入額が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬については、株主総会の決議により、取締役、監査役それぞれの報酬限度額を決定しており、その範囲内で決定しております。取締役の報酬額は各取締役の任期期間中の業務執行状況を慎重に検討したうえで当社の定める一定の基準に基づき決定しております。各監査役の報酬額は監査役の協議により決定しております。なお、平成26年3月25日開催の株主総会により、取締役及び監査役への退職慰労金制度を廃止し廃止に伴う取締役及び監査役に対する退職慰労金打ち切り支給も併せて決議しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】 更新

当社では社外取締役(社外監査役)は非常勤体制をとっており、社外取締役（社外監査役）の職務を補佐する担当者は現在置いておりませんが、必要に応じて業務補助のための担当を配置することにしております。
情報伝達体制は、通常の事案については出社時に常勤（社内）監査役から通例報告を行っており、緊急時においても常勤監査役から電話等の連絡を行っております。
取締役会（監査役会）の開催に際しての招集通知や、不参加の場合は後日決議資料を総務部から送付するとともに出席取締役（出席監査役）から説明をしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社は、取締役会において、法令・定款で定められた事項及び経営に関する重要事項の意思決定を行い、経営会において当社グループの経営に関する重要課題について案件毎に審議しております。当社は、監査役会を設置しており、経営全般の監査を行い企業経営の適法性、透明性、客観性並びに効率性の維持・向上に努めております。また、コンプライアンス重視の経営を実践・監督するためにコンプライアンス委員会を設置し、業務遂行における法令及び企業倫理の遵守を経営上の重要課題としております。

（1）会社の機関の内容は提出日現在において以下のとおりであります。
（a）取締役会

取締役会は取締役10名により構成され、原則2ヶ月に1回開催しております。
なお、全取締役10名のうち1名は、社外取締役として招聘しております。

(b) 監査役会

監査役会は監査役3名により構成され、原則として2ヶ月に1回開催しております。監査役3名のうち、2名は、社外監査役を招聘し、客観的立場から貴重な意見を交換し、透明性を保った監査を行なっております。監査役は取締役会に常時出席するほか、当社の業務執行状況、財産状況及び経営状況の監査を実施しております。

(c) 経営会

当社は、会社の意思決定機関として取締役会は当然のことながら、経営活動を効率的、機動的に行なうための協議決定機関として、常務以上の取締役及び社長の指名する取締役、事案により担当部長等で構成する経営会を設置しております。原則として毎月開催し、経営上の全般にわたる重要事項を中心に、協議決定しております。

(d) 社長室

内部監査体制につきましては、代表取締役直属の社長室(内部監査室)を設置しており、人員は4名(3名兼務)を配置しております。社長室は監査役会及び会計監査人と密に連携し、当社グループ全体を対象に、適法かつ効率的な業務執行体制の確保のために内部監査を実施しております。内部監査により監査対象部署から知り得た情報を代表取締役へ報告し、業務の改善に役立てております。

(2)指名、報酬決定等の機能に係る事項

指名、報酬決定等の機能につきましては、取締役会、監査役会の連携を密にとりつつ社外取締役、社外監査役の意見を拝聴しております。取締役につきましては、任期期間中の担当業務の執行状況を慎重に検討しつつ会社業績に応じた報酬額を決定のうえ、1年毎に取締役を指名しております。

(3)監査役の機能強化に関する取組状況について

会計監査人として有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、会社法、金融商品取引法に基づく法定の会計監査を受けております。
当事業年度において、業務を執行した公認会計士、補助者の状況は以下のとおりであります。

指定有限責任社員業務執行社員 宮林 利朗
指定有限責任社員業務執行社員 谷口 誓一

監査業務に係る補助者の構成は公認会計士7名、その他2名です。

(4)経営監視体制について

監査役会は、会計監査人から、監査結果の報告をうけているほか、期中においても適宜意見交換を行っており、監査役監査の有効性を高めております。
社長室は定期的に実地検査及び書類監査を実施しており監査結果を社長、監査役に報告し必要に応じて会計監査人にも報告し、連携をとる等の緊密な関係を保っております。
社外取締役は、取締役会において、必要に応じて取締役会の意思決定の適正性を確保するための助言、提言を行っております。
社外監査役は、常勤監査役と連携し、経営の監視に必要な情報を共有しております。また、監査役会を通じて、会計監査人及び社長室とも連携をとり、業務の適正性の確保に努めております。
社外取締役及び社外監査役による監督または監査により、取締役会または監査役会を通じて内部統制委員会等の内部統制に係る各部門に対し、客観的かつ中立的な経営監視の機能を果たしております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

社外取締役を含めた取締役会による監督機能に加え、過半数の社外監査役で構成された監査役会による取締役の業務執行に対する監査機能により、取締役の業務執行に対してガバナンス機能が充分発揮される体制です。
当社におけるコーポレート・ガバナンスの体制は、取締役会、監査役会、経営会、社長室(内部監査室)で実施しており、当社の規模及び組織体制からみて、充分に機能しているものと判断し、現状の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期限の3日前に発送しております。 発送日3月7日　総会日3月25日 また、東証HPには2月29日、当社HPには3月5日掲載しております。
集中日を回避した株主総会の設定	可能な限り、集中日を避け、できるだけ多くの株主様に出席いただき、発言していただける機会を設けている。
電磁的方法による議決権の行使	平成28年3月25日開催分から採用しております。
その他	招集通知のホームページ掲載を実施しております。 当社は、株主総会を株主様からの貴重なご意見をお聞かせいただく機会ととらえて、開かれた総会運営を目指しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社がホームページにおいて掲載しております投資者向け情報は以下のとおりです。 決算情報、決算情報以外の適時開示資料、四半期決算短信、株主総会招集通知、事業報告書、株主総会決議通知書 なお、IR情報のトップページURLはhttp://2110.jp/ir/になります。	
IRに関する部署（担当者）の設置	総務部内にIR担当者を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、事業活動に係るすべての利害関係者を重視し、経営の効率性、健全性、透明性を確保しつつ公正な意思決定を持つこと、並びにコンプライアンス体制を構築することを経営上の重要な基盤と考え、経営監視機能の強化に努めることが重要な経営課題であると考えております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	順次、社用車をエコカー（環境対策車）に切り替えており、約94%となっております。 （1）企業倫理・社会責任の領域について 　当社は人と不動産の接点に生じるあらゆるニーズに関し、真にお客様の立場に立ったコンサルティングを行うことにより、最大限の顧客満足の実現に貢献できる総合不動産流通業（コンサルタント企業）を目指しております。 　そのためには当社の役員及び社員は法令を遵守し、信頼と信用で地元密着に徹したお客様第一主義の下、不動産に関するトータルサービスを安全、確実、迅速、丁寧に提供し、お客様の資産構築のお手伝いをすること、及び住生活の夢の実現を支援することをもって地域社会に貢献する企業活動を実践しております。また、大阪府の個人情報保護条例を参考に月に一度人権研修を行っております。 （2）市場活動を通じた社会革新領域について 　適正な利益の確保を第一としながらも、事業を通じて社会を革新し、社会価値を創造するような事業展開を目指しております。当社は、既存住宅の流通を主な業務としており、「安全・安心・快適＆Eco」をモットーに仲介とリフォームを組み合わせたコンサルティング仲介に取り組んでおります。流通物件に、インスペクション（耐震診断、建物診断、簡易測量等）を実施し、より安心で安全な仲介を目指しております。新築分譲では、長期優良住宅を主体に高品質の住宅を提供しております。今後とも、地域社会の当社に対する社会的評価を高めていくような取り組みにより、地域社会にとって当社がなくてはならない存在になることを目指しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、ステークホルダーの立場を尊重し、両者の間に築かれた信頼関係を維持すべく、十分な情報提供ができるように、法令を遵守し、満足していただける取り組みを心がけております。
その他	（女性社員の活躍に向けた取り組みについて） 女性の活躍支援と職域の拡大に向けて、業務と育児の両立を目的とした就業環境の整備や、出産、育児休暇が取得しやすい環境作りに取組んでおります。 とりわけ、住宅の決定には、女性目線が重要であり、有能な女性社員が能力を発揮できるような職場環境作りを目指しております。 管理職への登用については、管理職に相応しい経験と能力があれば、積極的に登用していきたいと考えております。 住まいの決定については、女性目線が必要ですので、営業職の女性についても積極的に採用していきたいと思っております。 ＜女性社員の状況について＞（2016年3月31日現在） ・女性取締役の比率　10.0%　10名中1名 ・女性社員の比率　　27.6%　341名中94名 ・女性役職者の比率　10.5%　341名中36名 　女性役職者比率は全従業員に占める女性役職者比率 ・役職者の男女比率　17.5%　全役職者206名中女性36名 　役職者は取締役、部所長、副部所長、次長、課長、係長、主任職

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

（1）当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
　当社は、企業行動の適正化に関する事項を審議、決定する統括組織として、「内部統制委員会」を設置し、以下1）から6）のコンプライアンス体制を整備する。
　1）当社及び子会社の取締役及び使用人に、社会人として、また企業人として法令、企業倫理及び諸規程の遵守を徹底させる。
　2）当社及び子会社の取締役及び使用人に、コンプライアンスを自らの問題としてとらえ、業務運営に当たるよう定期的にコンプライアンス研修を実施し、指導する。
　3）監査役及び内部監査部門により、法令及び定款への適合性を確認させる。
　4）当社及び子会社の取締役及び使用人に法令、企業倫理及び諸規程を遵守させ職務執行に関し適正な意思決定を確保する。
　5）法令、企業倫理及び諸規程に反する行為等を早期に発見し是正することを目的とする社内通報制度を整備し、その運用を行う。
　6）社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係は、企業の健全な活動に悪影響を与えるものと認識し、これら反社会的勢力に対しては、総務部が窓口となり、警察や法律家等とも連携し、毅然とした態度で対応する。

（2）当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
　当社は、リスク管理全体を統括する組織としても上記の（1）の「内部統制委員会」で対応し、ここにリスク情報を集約し、職務執行への活用を図るとともに、当社及び子会社に緊急事態が生じた場合にも、「リスク管理規程」に基づき、迅速な危機管理対応を行い損害の拡大を防止する。

（3）当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
　1. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の礎として、定例取締役会を当社は原則2ヶ月に1回、子会社は原則3ヶ月に1回開催するほか、必要に応じて適宜開催するものとし、経営方針及び業務執行上の重要事項を決議するとともに取締役の職務の執行状況の監督等を行う。
　2. 経営活動を効率的、機動的に行うための協議決定機関として、常務取締役以上の取締役及び子会社の取締役で組織する「経営会」を原則毎月開催する。
　3. 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程に基づき行う。

（4）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
　1. 取締役の職務の執行に係る情報、その他重要な情報を文書により保存し、これら文書を別に定める文書管理規程の文書保存期間一覧表に定める期間中、厳正に保管し、管理するものとする。
　　取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。
　2. 関係会社管理規程に基づき、子会社の取締役等は、子会社における法定の議事録の写し等の文書を当社に提出することにより、子会社の　　取締役等の職務執行に係る事項を報告するものとする。当社の取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

（5）財務報告の適正性を確保するための体制
　　当社は、金融商品取引法をはじめとする関連諸法の定めに従い適正な財務報告が行われるよう、財務報告に係る基本計画及び方針を制定し、必要な体制を整備する。

（6）当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制
　1. 当社は、関係会社管理規程に基づき子会社を含めたコンプライアンス体制、リスク管理体制を整備するとともに、内部通報制度の子会社への適用、当社監査役及び内部監査部門にて子会社の業務監査並びに法令遵守状況の監査を実施する。
　2. 原則として、当社の取締役及び使用人が子会社の取締役若しくは監査役として就任し、子会社における業務の適正性を監視できる体制とする。
　3. 子会社の経営については、不適切な取引または損失の危険を未然に防止するため事業内容の定期的な報告と重要案件について事前協議を行う。

（7）監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び取締役からの独立性に関する事項
　1. 現在、監査役の職務を補助すべき使用人はいないが、必要に応じて、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くこととし、その人事については、監査役の意見を尊重する。
　2. 監査役スタッフが置かれた場合、当該使用人は、監査役が指定する補助すべき期間中は、監査役の指示に従うこととし、取締役から独立し不当な制約を受けることがないよう配慮するものとする。

（8）当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
　1. 当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて会社の業務執行状況を報告する。また、取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
　2.. 内部通報制度により通報された法令違反その他コンプライアンス等に関する情報について、監査役へ報告するものとする。
　3. 上記1. 及び2. の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取り扱いもしてはならないものとする。

（9）その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
　1. 監査役は、当社及び子会社の取締役会及び経営会の他、各種委員会等に出席することができる。また、代表取締役社長との定期的な意見交換により経営方針の確認等意思の疎通に努める。
　2. 監査役の職務の執行について生ずる費用等について、監査役から費用等の請求があった　場合には、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、これに応じるものとする。
　3. 監査役は、「内部監査規程」に基づいた内部監査部門による監査の結果及び改善報告に基づく改善状況の結果について報告を受けるものとする。
　4. 監査役は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図る。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
1.　コンプライアンスに対する取り組み
　当社は、コンプライアンス委員会を定期的に開催し、問題の早期発見と改善措置を実施しております。
　内部監査を行う社長室では、コンプライアンスを監査の重点項目とし、法令・定款・社内規程等の遵守状況の監査に加え、会社の社会的責任の観点から業務が適切になされているかについても確認しております。
2.　財務報告に係る信頼性の確保に対する取り組み
　当社の社長室は、各部門に赴き、現状を把握するとともに業務プロセスのリスクやコントロールの見直しを行い、内部統制システムの質的向上を　図っております。また、財務報告の信頼性に及ぼす影響を鑑み、策定した監査実施計画に基づき、内部統制の有効性の評価を実施しております。
3.　監査役の監査体制
　当社の監査役は、監査役会を定時及び臨時に開催し、情報交換を行っております。また、取締役会、経営会並びに審議会等の重要な会議には全て出席し、監査の実効性の向上を図っております。さらに会計監査人とも監査結果の報告会等定期的に打合せを行っており、会社の内部統制に対して十分な監視機能を有しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 反社会的勢力との関係遮断のための体制
　当社は、上場企業として反社会的勢力との関係遮断については会社防衛上、必要不可欠との認識をもっており、社会に脅威を与える団体や個人による不当要求には一切応じない体制の強化を今後も図っていきます。まず、役員のみならず全社員が「経営理念」「行動指針」を共有し、それを徹底的に遵守するようにいたします。また、有事には総務部が窓口となり、関係行政機関や外部専門家と綿密に連携して、速やかに対処するよう体制を構築しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況
　基本となる契約書には反社会的勢力排除条項を導入し、業界団体発行の「適正な不動産取引のための反社会的勢力排除の手引き」に基づき社内体制を整備しております。また、「不動産業における犯罪収益移転防止及び反社会的勢力による被害防止のための連絡協議会」に加盟し、反社会的勢力との一切の関係を遮断しております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 更新	あり

該当項目に関する補足説明 更新

株式会社の支配に関する基本方針について
1. 基本方針の内容
(1)株式会社の支配に関する基本方針
1) 基本方針の内容
当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社の企業価値ひいては株主価値に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行なわれるべきものと考えております。
しかしながら、株式の大規模買付行為の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主価値に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大規模買付行為の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主価値に資さないものも少なくありません。また、不動産に関する流通、情報サービスの会社である当社の経営においては、当社グループの有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、当社に与えられた社会的な使命、それら当社の企業価値ひいては株主価値を構成する要素等への理解が不可欠です。法令遵守の精神と長年にわたり地域密着に徹することにより築かれた信頼と信用、地域社会と密接に繋がった従業員が有する専門的知識、豊富な経験とノウハウ、これらを有するに至ったこれまでに培った人材育成・教育の企業風土、不動産の売買及び賃貸借の仲介を中心に不動産の売買・賃貸・建設・賃貸管理・鑑定・住宅ローン取次・保険などの不動産に関するサービスをワンストップで提供する総合力、などの当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主価値を著しく損なうことになります。
当社は、このような当社の企業価値ひいては株主価値に資さない大規模買付行為に対しては必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主価値を確保する必要があると考えております。

2) 基本方針実現のための取り組み
(a) 基本方針の実現に資する特別な取り組みの概要
当社は、昭和51年1月に住宅流通の近代化の確立という社会的使命を持って創業し、不動産仲介業務のみならず、賃貸管理業務等から発生するリフォーム・建築まで住生活に関する全てのお客様のニーズに対応できる組織を確立し、業界の先陣を切って平成元年11月に上場、平成28年1月に創業40周年を迎えました。
創業当時の経営理念である「変化に挑む経営、社会的使命を担う経営、個人と会社の目標を一致させる経営」や「社会の必要とする企業は絶対に滅びない」という経営哲学は、創業者から現経営幹部にも脈々と受け継がれております。
当社グループの企業価値の源泉は、(1)不動産に関する総合力、(2)仲介業務を中心とした既契約顧客や京阪神間に賃貸住宅等を保有する資産家等との信頼関係に基づく優良な顧客基盤の保有、(3)新規事業に取組む革新的な企業風土と健全な財務体質であると考えております。当社の事業活動は、従来の不動産仲介サービスに加え、中古住宅のリフォーム提案、賃貸住宅のサブリース、土地の有効活用に関する提案等を展開しており、現在、当社は京阪神地区に所在する38の営業部所を顧客サービスの拠点として捉え、人と不動産の接点に生じるあらゆるニーズに関し、真にお客様の立場に立ったコンサルティングを行うことにより、最大限の顧客満足の実現に貢献できる総合不動産流通業(コンサルタント企業)を目指しております。
当社は、このような事業活動を通じて地域社会に貢献していくことが、企業価値ひいては株主価値のさらなる向上に繋がるものと考えております。
なお、当社は、当社グループの企業価値ひいては株主価値の確保・向上を図っていくため、コーポレート・ガバナンスの強化・充実に取組み、企業価値の向上を目指してまいります。コーポレート・ガバナンスの強化につきましては、本報告書 1. 基本的な考え方 に詳細を記載しております。

これらの取り組みにより、当社は、当社の企業価値ひいては株主価値の向上を図ることができるものと考えております。

(b) 基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取り組みの概要
当社は、平成28年3月25日開催の第40期定時株主総会において「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」(以下「本プラン」といいます。)の更新について承認を得ております。
本プランは、当社が発行者である株券等について、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。)又は、結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社の他の株主との合意等(以下かかる買付行為又は合意等を「大規模買付行為」といい、かかる大規模買付行為を行おうとする者を「大規模買付者」といいます。)を適用対象とします。
本プランは、これらの大規模買付行為が行われる際、大規模買付者に対し、事前に当該大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、当該大規模買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保したうえで、当社取締役会が株主の皆様に当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、大規模買付者との交渉を行ったりし、当該大規模買付行為に対し対抗措置を発動するか否か等について株主の皆様の意思を確認するための株主総会を開催する手続きを定め、かかる株主の皆様の意思を確認する機会を確保するため、大規模買付者には、上記の手続きが完了するまで大規模買付行為の開始をお待ちいただくことを要請するものです。
大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合、大規模買付者には、当社代表取締役宛に、大規模買付者及び大規模買付行為の概要並びに本プランに定める手続きを遵守する旨を表明した意向表明書を提出することを求めます。当社取締役会は、当該意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者に対し、提出を求める情報のリストを交付します。大規模買付者には、原則として当該リストが交付されてから60日以内に情報の提供を完了していただくこととします(以下「必要情報提供期間」といいます。)。
当社取締役会は、必要情報提供期間が終了した後、原則として60日間(対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合)又は90日間(その他の大規模買付行為の場合)を当社取締役会による検討期間とし、当該期間中、当社取締役会は、外部専門家等の助言を受けながら、大規模買付者から提供された情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を公表するとともに、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会としての代替案を提示します。
当社は、本プランを適正に運用し、当社取締役会による恣意的な判断を防止するための諮問機関として、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役及び社外有識者の中から選任された委員からなる第三者委員会を設置し、当社取締役会は、対抗措置を発動すべきか否か等の本プランに係る重要な判断に際しては、必ず第三者委員会に諮問することとします。
第三者委員会は、(i)大規模買付者が本プランに定められた手続きを遵守しないため対抗措置の発動を勧告した場合、(ii)大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主価値を著しく損なうと認められるため対抗措置の発動を勧告した場合、及び(iii)大規模買付行為又はその提案内容の評価・検討の結果、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主価値の最大化に資すると認められ対抗措置の不発動を勧告した場合を除き、当該大規模買付行為に対する対抗措置発動の可否につき株主総会に諮るべきであるとする旨を当社取締役会に勧告するものとします。かかる勧告に際して、第三者委員会は、大規模買付行為に反対し、これを中止することを求めることの可否につき株主総会に諮るべきであるとする旨の勧告もあわせて当社取締役会に対し行うことができるものとし、その場合、当社取締役会は、対抗措置の発動についての承認等を議案とする会社法上の株主総会を開催するものとします。
また、当社取締役会は、第三者委員会から上記(i)又は(ii)の勧告を受けた場合であっても、対抗措置の発動についての承認を議案とする株主総会を開催することができるものとし、その際、あわせて、大規模買付行為に反対し、これを中止することを求めることについての承認も議案とすることができるものとします。さらに、当社取締役会は、第三者委員会から対抗措置発動の可否につき株主総会に諮るべきである旨の勧告のみを受けた場合であっても、あわせて、大規模買付行為に反対し、これを中止することを求めることについての承認も議案とすることができるものとします。
なお、大規模買付者が本プランに定められた手続きを遵守したと当社取締役会が認め、株主総会の開催手続きを開始した場合でも、大規模買付者が株主総会終了の前までに大規模買付行為を開始し、又は当社の企業価値ひいては株主価値を著しく損なうと当社取締役会が判断したときは、株主総会の開催を中止し、当社取締役会の決議のみにより対抗措置を発動することができるものとします。
具体的な対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合には、その新株予約権には、大規模買付者等による権利行使が認められないという行使条件、及び当社が大規模買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項を付すとともに、新株予約権者は、当社取締役会が定めた1円以上の額を払い込むことにより新株予約権を行使し、当社株式を取得することができるものとします。当社取締役会が具体的対抗措置を発動することを決定した場合には、適時適切に情報開示を行います。
本プランの有効期間は、平成31年3月開催予定の定時株主総会の終結の時までです。但し、有効期間の満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになります。

なお、本プランの詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttp:///2110.jp/ir/pdf/info201602_3.pdf）にて掲載しております。（平成28年2月8日付プレスリリース）

3）具体的取り組みに対する当社取締役の判断及びその理由

2）（a）に記載した基本方針の実現に資する特別な取り組みは、当社の企業価値ひいては株主価値を向上させるための具体的方策であり、当社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。

また、2）（b）に記載した本プランも、当社取締役会から独立した組織として第三者委員会を設置し、対抗措置の発動又は不発動の判断の際には当社取締役会は必ず第三者委員会に諮問することとなっていること、必要に応じて対抗措置発動の可否について株主総会に諮ることとなっていること、本プランの有効期間は3年であり、その継続については株主の皆様のご承認をいただくこととなっていること等その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされており、企業価値ひいては株主価値に資するものであって、当社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

提出日現在の適時開示に関する体制及び情報の流れ

1. 適時開示に対する基本方針

当社は、株主や投資者に対し、投資判断に必要な企業情報を適時、公平に継続して提供することが、今後の企業価値ひいては株主価値に資することであり、重要な企業活動であると認識しております。

そのためには、適時開示に係る社内体制を整備、構築し、情報統括管理責任者に情報を集中させ、東京証券取引所の適時開示規則等に照らし
開示の要否を検討し、開示すべき事項については、速やかに開示しております。また、その他の情報につきましても、総務部内にIR 担当者を配置しており当社ホームページにIR 情報を掲載する等、積極的な開示を行い、透明性と信頼性の高い経営を図ってまいります。

また、上記の他、リスクマネジメント、コンプライアンスにつきましては、法律顧問として複数の法律事務所と顧問契約を締結し法律問題や重要案件について、その適法性について指導・助言を随時受けております。また、税務顧問としても複数の税理士事務所と顧問契約を締結し、税務問題について指導・助言を随時受けております。

2. 決定事項・決算情報に関する事項について

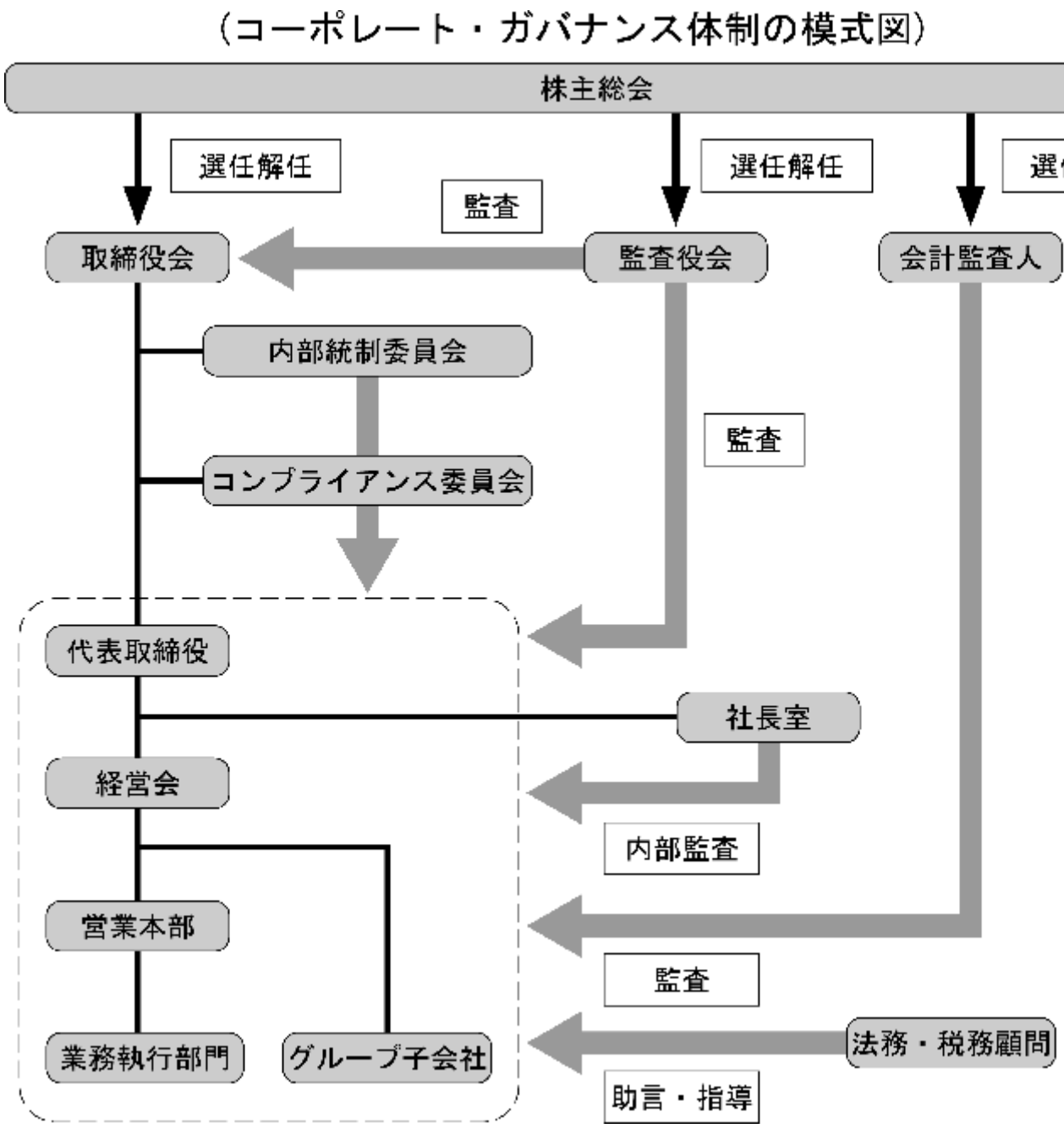
当社グループ（子会社含む）では、重要な決定事項は取締役会に付議・承認された後、東京証券取引所の適時開示規則（以下、開示規則という。）に照らし、開示が必要か否かを適時開示に関する検討会で検討し、開示すべき決定事項については迅速に開示いたします。

決算情報につきましては四半期及び期末の計算書類等が作成された後、取締役会への付議・承認後、迅速に開示いたします。また、業績予想の修正及び配当予想の修正が必要となった場合につきましても取締役会に付議・承認された後、速やかに開示いたします。なお、開示にあたっては必要に応じて監査役、監査法人並びに弁護士等に助言を求め、正確公平な開示に努めます。

3. 発生事実に関する事項について

当社グループ（子会社含む）では、重要な事実が発生した場合には、発生部署の情報管理責任者より当該事項を管轄する管理担当取締役及び総務部へ迅速に報告されます。また、当該発生事実は、直ちに社長へ報告されるとともに、管理担当取締役より適時開示に関する検討会が招集され、協議・検討の後、開示規則に照らし開示が必要なものは速やかに開示するように努めております。

なお、開示にあたっては必要に応じてコンプライアンス委員会、内部統制委員会を開催し、監査役、監査法人並びに弁護士等に助言を求め、正確公平な開示に努めます。



（適時開示に関する体制及び情報の流れ）

